

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	宇 土 甲 佐 線	下益城郡富合町大字木原字永富 1375 番 地先から  同 所 字岩下 369 番 1 地先まで	前	4.9 ～ 8.1	1,523.0	緊 道 整
			後	4.9 ～ 8.1	1,523.0	
				13.0 ～ 51.7	1,610.0	

2 区域変更する期日 平成 14 年 10 月 23 日

熊本県告示第 814 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 10 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊 本 高 森 線	阿蘇郡久木野村大字河陰字式の塔 5302 番 10 地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	前	43.0 ～ 233.2	165.0	単 幹 道
			後	13.2 ～ 161.0	165.0	
"	"	阿蘇郡久木野村大字河陰字前川の上 3543 番 12 地先から 同 所 同 字 3543 番 3 地先まで		前	12.6 ～ 27.4	
			後	17.4 ～ 33.7	111.0	

2 区域変更する期日 平成 14 年 10 月 23 日

熊本県告示第 815 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 10 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	黒木鹿北線	鹿本郡鹿北町大字岩野字原ノ前 2543番4地先から 同 所 同 字 2553番1地先まで	42.0	単 防 災
"	菊池鹿北線	鹿本郡鹿北町大字多久字岩屋堂 1326番8地先から 同 所 字君ヶ平 1266番1地先まで	545.0	緊 道 整
"	"	鹿本郡鹿北町大字岩野字宮迫 628番1地先から 同 所 同 字 216番5地先まで	45.0	単 防 災
"	"	鹿本郡鹿北町大字椎持字柳瀬 880番5地先から 同 所 同 字 879番1地先まで	53.0	"

2 供用開始する期日 平成14年10月23日

熊本県告示第816号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成14年10月23日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年10月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇郡一の宮町大字手野字当ノ木 2747番 地先から 同 所 字一ノ生婦 230番1地先まで	315.0	単 道 改

2 供用開始する期日 平成14年10月25日

熊本県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成14年10月23日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年10月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡産山村大字山鹿字北向山 767番1地先から 同 所 同 字 746番 地先まで	227.3	緊 道 整